

児童手当 認定請求書

木津川市長 宛て

児童手当の支給要件の該当性を審査するため、市が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。

不足書類	<input type="checkbox"/> 振込先口座 <input type="checkbox"/> 健康保険証の写し <input type="checkbox"/> その他 ()	完備した日
------	---	-------

申請事由				提出年月日		受付確認年月日		支払希望金融機関 (請求者名義のものに限る)																
出生 転入 監護開始 受給者変更 ()				令和 · ·		令和 · ·		金融機関	(コード:)				支店名	(店番:)										
請求者	フリガナ 氏名	性別 男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日				配偶者の有無	有・無	口座番号	口座名義人	(カタカナで記入)												
	木津川市			木津川市	木津川市以外	木津川市	木津川市以外																	
	住所	日中連絡のつぐ連絡先	—	—	(請求者・配偶者等・その他())	本年1月1日時点の住所	(市・区・町・村)	前年1月1日時点の住所	(市・区・町・村)															
配偶者等	フリガナ 氏名	生年月日	昭和・平成 年 月 日				職業	ア 被用者 イ 公務員(勤務先:) ウ 被用者等でない者(無職・自営業等)				個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	ア 厚生年金 エ 地方公務員共済 キ 未加入		イ 私立学校共済 オ 郵政共済 ク その他()	ウ 国家公務員共済 カ 国民年金																				
児童等 (22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	フリガナ 氏名	続柄	生年月日		同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住 所 (別居の場合のみ記入)			監護	生計関係	処理欄												
	平成・令和 ・		同・別	平成 年 令和 月	有・無	監護相当 有・無	同一・維持	生計負担 有・無	15日要件	該当	・	非該当												
			平成・令和 ・	同・別	平成 年 令和 月	有・無	監護相当 有・無	同一・維持	生計負担 有・無	転出予定日														
			平成・令和 ・	同・別	平成 年 令和 月	有・無	監護相当 有・無	同一・維持	生計負担 有・無	転入時確認	□ 連絡票 □ 前住所所在地電話確認 (確認日:)													
			平成・令和 ・	同・別	平成 年 令和 月	有・無	監護相当 有・無	同一・維持	生計負担 有・無	受給者所得	申告・未申告・扶養・MN													
			平成・令和 ・	同・別	平成 年 令和 月	有・無	監護相当 有・無	同一・維持	生計負担 有・無	配偶者所得	申告・未申告・扶養・MN													
			平成・令和 ・	同・別	平成 年 令和 月	有・無	監護相当 有・無	同一・維持	生計負担 有・無	添付書類	□ 監護相当確認書 □ 別居監護申立書 □ 同居父母優先申立書 □													

- 太枠内を記入してください。
- 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。
- 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

判定結果	認定・却下年月日	支給開始年月	認定番号	次年度現況
認定 · 却下	令和 年 月 日	令和 年 月		必要 · 不要

注意

- 1 請求者の「氏名」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 請求者の「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を記入してください。
- 3 請求者の「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 請求者の「加入している年金等の種類」の欄は、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ク」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ク」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 請求者の「性別」、「生年月日」、「職業」、「配偶者の有無」及び「加入している年金等の種別」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 配偶者等の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「職業」及び「個人番号」の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含みます。
- 7 「住所」の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を記入してください。
- 8 「児童等」の欄には、請求者が養育している全ての児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにの間にある者）及び全ての児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）について、記入してください。
- 9 児童及び児童の兄姉等が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 10 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
ウ 「生計負担の有無」は、児童の兄姉等が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であつて子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であつて親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合には、その旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにできる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにできる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにできる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにできる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにできる書類
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ 3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにできる書類
コ 児童の兄姉等の「監護の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「児童等」欄に記載した児童の兄姉等に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」
サ 「監護の相当有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、児童の兄姉等が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類
12 請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得については、市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額とします。